

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

11月8日～12月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	11月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	11月18日(火)、12月2日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	11月17日(月)、19日(水)、12月3日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	11月11日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	11月21日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	11月15日(土)、12月2日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	11月21日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
	12月6日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	11月15日(土)、12月6日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	11月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

## 暮らしの110番

## 北本市消費生活相談あれこれ②

### ■呼びだされて宝石を契約、アポイントメントセールスに注意!

A子さん(20歳)からの相談。知らない若い男性から「A子さんですね。ファッションに興味はありませんか」との電話。驚いたが、すぐに男性から自己紹介があり、その中に共通の趣味があったので話がはずみ、「君にどんな洋服やアクセサリーが似合うかアドバイスしたいな。プレゼントもあるから一度店に来てみないか」と誘われ、一度会ってみたいという気持ちになり、待ち合わせて行ったら、宝石店だった。不安になって帰ろうとした時「来てくれて、うれしいよ」と笑顔で話しかけられたので、帰りそびれてしまい、「20歳になったら、きちんとした物を身につけなければ恥ずかしいことになるよ」と言われ、60万円もするダイヤのネックレスの購入を勧められる。高額で購入できないと断ると、すぐに男性の上司が来て「彼は入社したばかりで、最初の客になってあげて」と頼まれ、男性に嫌われたくないとの気持ちで契約。男性から「僕の初めての契約なので、クーリング・オフしないでね」と言われ、その後は男性から電話がたびたびあり、共通の話題で話が盛り上がっていたが、8日を過ぎてからは電話が無くなり、自分から電話をしても出てくれず、

騙されたと感じいたので解約をしたい。

突然、電話で目的を告げずに呼び出して宝石やエステなどを契約させる販売方法をアポイントメントセールスと呼びます。また、この相談のように好意をもった異性に嫌われたくないという感情を利用しているところからデート商法とも呼ばれています。「特定商取引法」により契約日を含めて8日間は無条件で契約は解除できますが、A子さんの場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていました。そこで相談員から販売会社に契約時の状況やクーリング・オフを妨げる行為があったことを申し入れたところ、販売会社は問題を認め、無条件で解約に応じ解決しました。

お困りのときは消費生活センターに相談してください。

### 相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)  
※電話でのご相談も受け付けます  
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)  
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)  
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

# セーフコミュニティきたもと Vol.28

## セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。

☎協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)



## 北本市セーフコミュニティ現地審査

セーフコミュニティ認証に向けた最終審査を開催します。

平成24年1月、市長の「セーフコミュニティ取組宣言」によりスタートした安心・安全のまちづくりであるセーフコミュニティ活動は、いよいよ11月に認証取得のための最終審査を受けます。

ここに至る2年9か月の活動期間中では、セーフコミュニティの認証に必要な「協働の仕組みづくり」と「根拠(データ)に基づいた取組み」の実績と成果を着実に積み上げることができました。

このうちの「協働の仕組みづくり」は、市内の様々な団体に参加いただいて推進協議会、対策委員会等を設置し、本市がより安心・安全になるための議論を進めてきました。

「根拠(データ)に基づいた取組み」は、関係機関の協力で提供いただいたけがや事故等に関する

様々なデータから現状分析を行い、対策委員会が中心となって取組みを企画し、実施してきました。

北本市にかかわる多くの人たちが協働して進めてきたセーフコミュニティ活動は、いよいよ認証取得に向けた現地審査に挑みます。



## 現地審査にぜひご参加ください!!

現地審査は、北本市文化センター第1～3会議室を会場にプレゼンテーション方式で行います。審査では、まずこれまでの活動概要を「全体説明」で示し、次に6つの対策委員会が、具体的な取組み内容を認証審査員に報告します。各対策委員会が様々な

課題を整理し、課題解決のための取組みをどのように企画し、実施してきたかを知るまたとない機会です。どなたでもご自由にご覧いただけますので、ぜひご参加ください。

	日時	内容	見どころ(ここがすごいぞ!!)
11月10日(月)	9:30～10:00	全体説明	北本市の安心・安全が一目瞭然。
	10:30～11:30	自殺対策委員会	抜群の結束力で進めた取組みは秀逸です。
	13:30～14:30	外傷サーベイランス委員会	プロフェッショナル集団の報告に期待してください。
	14:50～15:50	子どもの安全対策委員会	山積する様々な子どもの課題に挑み続けてきた者たちの物語です。
11月11日(火)	16:10～17:10	犯罪の防止対策委員会	犯罪を70%減少させた取組みを見逃すことはできません。
	9:00～10:00	交通安全対策委員会	さらにパワーアップした協働の取組みに注目してください。
	11:00～12:00	高齢者の安全対策委員会	時に熱く、時に激しく議論を積み上げてきました。
	13:30～14:45	災害時の安全対策委員会	北本をもっと災害に強くする取組みが明らかになります。
	16:00～16:30	審査員講評	この時に、セーフコミュニティ認証の成否がわかります。